

お知らせ

記者発表資料

配 布 日

平成26年9月18日

■同時発表先:山口県政記者会

山口県政記者クラブ 山口県政滝町記者クラブ

老朽橋点検実地体験会開催のお知らせ

山口大学と国土交通省山口河川国道事務所が連携して、下記のとおり老朽橋点検の実地体験会を開催しますのでお知らせします。

実地体験会では、今後の老朽橋梁点検の現場を担う学生の方に実際に橋梁の点検を行って頂き、橋梁の老朽化の現状や点検方法について理解を深めて頂くことを目的としています。

〇日 時:平成26年9月25日(木)13:40~16:00(小雨決行)

〇場 所:国道190号新井関川橋(山口市阿知須字下濱田)

〇参加人数:山口大学工学部 大学院生及び学部生 30名程度

〇そ の 他: 当日の場所は、別紙を参照下さい。

※時刻は、交通状況及び進行状況により変更され場合があります。

また、13:30~13:40 担当課長よりマスコミの方へ説明を行います。





■現地写真

く問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

電話番号 (0835)22-1785(代表)

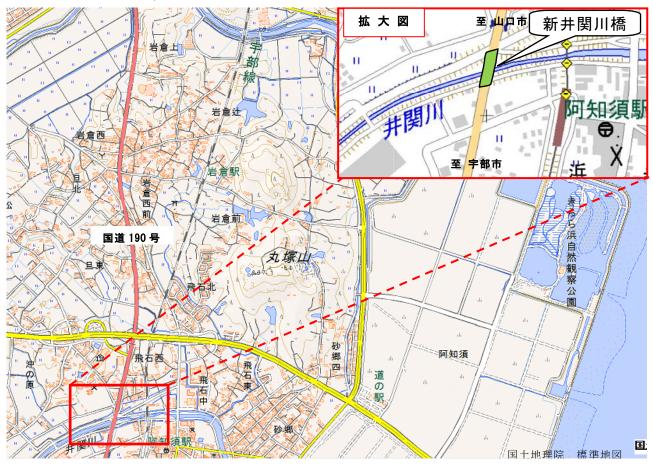
副 所 長 浅川 政和(内線206)

【担当】道路管理第二課長 福井 雄二 (内線441)



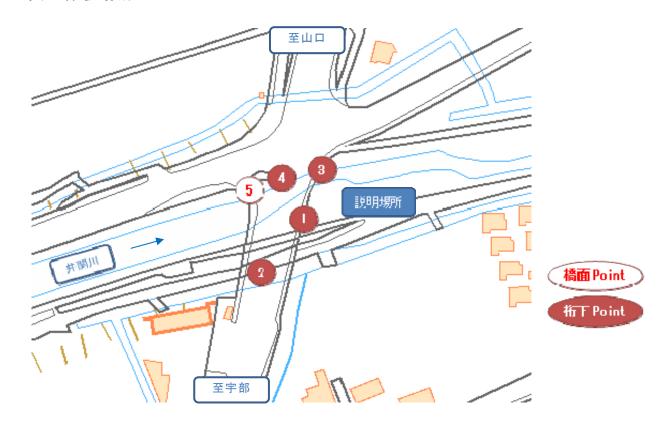
■位置図

至 山口市



至 宇部市

■実地体験場所



■実地体験会概要

- ① 鋼橋と支承および落橋防止(写真1参照)
 - ・鋼橋の点検ポイントの説明

- ・落橋防止構造の説明
- ・超音波厚さ計による桁の板厚計測を体験
- ② PC 橋と橋台(写真2参照)
 - ・PC 橋、跨道橋の点検ポイントの説明
 - ・コンクリート構造(橋脚)の点検ポイントの説明
 - ・アルカリ骨材反応の疑いのある損傷について
- ③ 橋台配筋 (写真3参照)
 - ・コンクリート構造(橋台)の点検ポイントの説明
 - ・RC レーダーによる配筋調査を体験
- ④ 橋台コンクリート強度(写真3参照)
 - ・コンクリート構造(橋台)の点検ポイントの説明
 - ・シュミットハンマーによる反発強度試験を体験
- ⑤ 橋面·路面(写真 4 参照)
 - ・橋面の点検ポイントの説明









■点検等状況写真(H24の状況)



点検状況



合同点検状況

(1)道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

- 【1. 道路インフラを取り巻く現状】
- (1)道路インフラの現状
- ○全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- ○一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- ○地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で 通行規制等が2倍以上に増加
- (3)現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない



メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

- (2)老朽化対策の課題
- ○直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 〇町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に 携わっている土木技術者が存在しない
- ○地方公共団体では、遠望目視による点検も 多く点検の質に課題
- 【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】
- (1)メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- ○道路法改正【H25.6】
- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設
- ○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』 ⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ
- (2)目指すべき方向性
- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す什組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

- (1)メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検] ○橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な 基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施

○舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

道路イ	ン	フ	ラ	健診。	
-----	---	---	---	-----	--

(省令·告示: H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分		状態		
Ι	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態		
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態		
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態		
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊 急に措置を講ずべき状態		

- ○点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕が できない場合は、通行規制・通行止め
- ○利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化·撤去
- ○適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- ○重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全 委員会』を設置

「記録】

○点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化

(2)メンテナンスサイクルを同す什組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保 (通常国会に法改正案提出) (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方)○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して 支援する補助制度

[体制]

- ○都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- ○メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- ○社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成 される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- ○重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が 点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- ○地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした<mark>研修の充実</mark>

[技術]

- ○点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- ○点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための 資格制度
- ○産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

国民の

理解·協働

(2)省令・告示、定期点検基準の体系(案)

- ① 省令·告示で、<u>5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。</u>(トンネル、橋などの<mark>構造物に共通</mark>)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準(案)を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ <u>市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等</u>を加えたものを<u>定期</u> <u>点検要領(案)</u>としてとりまとめ。(トンネル、橋などの<mark>構造物毎</mark>)

